離婚届を出された方へ

離婚届出に伴う氏名変更等により、区役所等で行う主な手続きをご案内します。 詳しくは、お住まいの担当窓口へおたずねください(名古屋市以外にお住まいの方は制度 が異なることがあります)。

□ 印鑑登録をされている方 □ 通知カードの交付を受けている方 □ 通知カードの交付を受けている方 □ でイナンバーカード(住基カードを含む)の交付を受けている方 □ 電子証明書の交付を受けている方 □ 電子証明書の交付を受けている方 □ で、マイナンバーカード(住基カードを含む)の交付を受けている方 □ で、マイナンバーカード(住基カードを含む)の交付を受けている方 □ で、マイナンバーカード(住基カードを含む)を変更をした方は、新しい氏名を記載ので、マイナンバーカード(住基カードを含か)ます。 □ で、マイナンバーカード(住基カードを含か)です。 □ で、マイナンバーカード(住基カードを合か)がです。 □ で、変更をした方は、新しい氏名を記載ので、マイナンバーカード(住基カードを合か)力です。 □ で、変更に(中)、自動的に失効します。 □ たの変更に(中)、自動的に失効します。 □ たの変更に(中)、自動的に失効します。 □ たの変更に(中)、自動的に失効します。 □ たの変更に(中)、自動的に失効します。 □ たの変更に(中)、自動的に失効しまり。 □ たの変更に(中)、自動的に失効しまり。 □ たの変更に(中)、自動的に失効しまり。 □ たの変更に(中)、自動的に失効しまり。 □ たの変更に(中)、自動的に失効しまり。 □ をがらがは、自動的に失効しまり。 □ をがらがは、自動的に失効しまり。 □ をがらがらがは、自動的に失効しまです。 □ をがらがらがよりでで、保険証のでは、対策の対してでは、対策にの変更できます。 □ たが、方に加入・脱退する方 □ 大新たに加入・脱退する方 □ 大新たに加入・脱退する方 □ 大新たに加入・脱退する方。 □ 大新たに加入・脱退する方。 □ 大新たに加入・脱退する方。 □ 大新たに加入・脱退する方。 □ 大新たに加入・ボール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	チェック	*其なることがあります)。 対象となる方	担当窓口	手 鏡 き な ど
□ 週知カードの交付を受けている方 □ マイナンバーカード(住基カードを含む)の交付を受けている方 市 民 課			市 1 支 保 1 支課療 関係 1 支課療 (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学)	婚姻中の氏の印鑑で登録されていた方は、氏 の変更により自動的に登録が廃止されます。印
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□		通知カードの交付を受けている方		氏の変更をした方は、マイナンバーを証明する
□ 電子証明書の交付を受けている方 □ 住所変更をされる方 □ 住所変更をされる方 □ 体姻中の氏へ変更されたい方 □ 本と同一戸籍とすることを希望される方 □ 国民健康保険に加入している方、新たに加入・脱退する方 □ 国民健康保険に加入している方、新たに加入・脱退する方 □ 国民健康保険に加入している方、新たに加入・脱退する方 □ 大変に変更に達し、方の方と「65歳から74歳で一定の障害がある方」) □ 子とも医療証(伊医療証) □ 「産者医療証(伊医療証) □ 「産者医療証(伊医療証) □ 「産者を複雑な(優) を表証) □ 「産者の方・申請される方 □ 日本金制度に加入中の方 □ 年金制度に加入中の方 □ 日本金制度に加入中の方 □ 日本の付えている目が表示で、日東町に大列によりに関する場合に表する。 日本の対域を関する中には、計画のおりには、計画の表し、日本の対域を関する中に表する。日本の対域を関する。日本の対域を関する中に表する。日本の対域を関する。日本の対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対				氏の変更をした方は、新しい氏名を記載しますので、マイナンバーカード(住基カードを含む)をお持ちください(手続きには暗証番号の入力が必要です)。
□ 住所変更をされる方 □ 体例 中の氏へ変更されたい方 □ 婚姻中の氏へ変更されたい方 □ 子と同一戸籍とすることを希望される方 □ コ民健康保険に加入している方、新たに加入・脱退する方 □ 大き間の方で、保険証ので、実所は区民福祉課ので、保険証ので、保険証ので、保険証ので、保険証ので、定の障害がある方」ので、保険値で、定の障害がある方」ので、保険値で、定の障害がある方」ので、保険値で、定の障害がある方」ので、保険値で、定の障害がある方」ので、保険値で、定の障害がある方」ので、保険値で、定の障害がある方」ので、保険値で、表示では、一般を表示で、保険値で、表示では、一般を表示で、保険値で、表示では、一般を表示で、保険値で、表示では、、まれが、のは、表示を表してください。 まると表示を表して、たさい。 は、動務のでは、というには、も、も、とのでは、を表示の方は、保険者の方は、保険者の方は、保険者の方は、保険者の方は、保険者の方は、保険者の方は、保険者の方は、保険者の方は、保険者の方は、保険者の方は、投資者の方は、保険者の方は、保険者の方は、保険者の方は、保険者の方は、保険者の方は、保険者の方は、保険者の方は、保険者の方は、投資者の方は、担当窓口で加入の手続きをしてください。第1号被保険者の方は、投資者の方は、投資者の方は、投資者の方は、投資者の方は、投資者の方は、投資者の方は、投資者の方は、投資者の方は、投資者の方は、投資者の方は、投資者の方は、対象の方は、、対象の方は、対象のの方は		電子証明書の交付を受けている方		所は区民生 活課)
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□		住所変更をされる方		
□		婚姻中の氏へ変更されたい方		
□ 国民健康保険に加入している方、新たに加入・脱退する方 (保険年金課 1階⑥窓口(支所は区民福 1世課 保険・福祉 医療・年金担当) (大子ども医療証(金) 医療証)・ひとり親家庭等医療証(金) 医療証)・ できり親家庭等医療証(金) 医療証)・ 福祉給付金資格者証(金) 資格者証)をお持ちの方・申請される方 (保険年金課 1階⑥窓口(支所は区民福 1世界・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・				
後期高齢者医療被保険者の方 (「75歳以上の方」と「65歳から7 4歳で一定の障害がある方」) ・子ども医療証(骨)医療証) ・障害者医療証(健)医療証) ・心とり親家庭等医療証(健)医療証) ・福祉給付金資格者証(健)資格者証)をお持ちの方・申請される方 「年金制度に加入中の方」を存金担当) 「中金制度に加入中の方」を存金担当) 「中金制度に加入中の方」を存金担当) 「中金制度に加入中の方」を存金担当) 「中金制度に加入中の方」を発表している場合は、担当窓口で加入の手続きをしている場合は、担当窓口で加入の手続きをしている場合は、担当窓口で加入の手続きをしている場合は、担当窓口で加入の手続きをしている場合は、担当窓口で加入の手続きをしている場合は、担当窓口で加入の手続きをしている場合は、担当窓口で加入の手続きをしている場合は、担当窓口で加入の手続きをしている場合は、担当窓口で加入の手続きをしている場合は、担当窓口で加入の手続きをしている場合は、担当窓口で加入の手続きをしている場合は、担当窓口で加入の手続きをしている場合は、担当窓口で加入中の方や、加入したことがは、勤務先や最寄りの年金事務所へ必要なは、勤務先や最寄りの年金事務所へ必要な				今後も引き続き加入される場合、氏名変更等の手続きがありますので、保険証、資格確認書または資格情報のお知らせをお持ちください。新たに加入・脱退される場合は手続きをしてください。詳しくは担当窓口へおたずねください。
・子ども医療証(全) 医療証) ・改とり親家庭等医療証(観) 医療証) ・福祉給付金資格者証(知) 資格者証) をお持ちの方・申請される方 「年金制度に加入中の方 「年金制度に加入中の方 「中金制度に加入中の方 「中金事務所にて「配偶者状況変更届」を届出しさい。 「中金事務所にて「配偶者状況変更届」を届出した。 「中金事務所にて「配偶者状況変更届」を届出した。 「中金事務所にて「配偶者状況変更届」を届出した。 「中金事務所にて「配偶者状況変更届」を届出した。 「中金事務所にて「配偶者状況変更届」を届出した。 「中金事務所にて「配偶者状況変更届」を届出した。 「中金事務所にて「配偶者状況変更届」を届出した。 「中金事務所にて「配偶者状況変更届」を届出した。 「中金事務所にて「配偶者状況変更届」を届出した。 「中金事務所にて「配偶者状況変更届」を展出した。 「中金事務所にて「配偶者状況変更届」を届出した。 「中金事務所にて「配偶者状況変更届」を届出した。 「中金事務所にて「配偶者状況変更届」を届出した。 「中金事務所にて「配偶者状況変更届」を届出した。 「中金事務所にて「配偶者状況変更届」を届出した。 「中金事務所にて「配偶者状況変更届」を届出した。 「中金事務所にて「配偶者状況変更届」を届出した。 「中金事務所にて「配偶者状況変更届」を届出した。 「中金事務所にて「配偶者状況変更届」を届出した。 「中金事務所にて「配偶者状況変更届」を開出した。 「中金事務所にて「配偶者状況変更届」を開出した。 「中金事務所にて「配偶者状況変更届」を開出した。 「中金事務所にて「配偶者状況変更届」を開まる。 「中金事務所にて「配偶者状況変更属」を記述される方は、日本の本になる。 「中金事務所にて「配偶者状況変更届」を開まる。 「中金事務所にて「配偶者状況変更属」を記述される方は、日本の本になる。 「中金事務所にて「配偶者状況変更届」を開まる。 「中金事務所にて「配偶者状況変更属」を記述される方は、日本の本になる。 「中金事務所にて「配偶者状況変更属」を記述される。 「中金事務所にて「配偶者状況変更属」を記述される。 「中金事務所にて「配偶者状況変更属」を記述される。 「中金事務所にて「配偶者状況変更属」を記述される。 「中金事務」を記述される。 「中金事務」を記述される方は、日本の本になる。 「中金事務」を記述される方は、日本の本になる。 「中金事務」を記述される方は、日本の本になる。 「中金事務」を記述される。) 「中金事務」を記述される。 「中金		(「75歳以上の方」と「65歳から7		氏名変更の手続きがありますので、保険証、資格 確認書等をお持ちください。
担当窓口で加入の手続きをしてください。 第1号被保険者の方は、保険料の全額免除 保険年金課 納付猶予の承認を受け、翌年度以降も継続 1階⑦窓口 希望する申出を行っている場合は、担当窓口 (支所は区民福 社課 保険・福祉 さい。 医療・年金担当) 厚生年金に加入中の方や、加入したことがは、勤務先や最寄りの年金事務所へ必要な		・子ども医療証(予医療証) ・障害者医療証(障)医療証) ・ひとり親家庭等医療証(親)医療証) ・福祉給付金資格者証(福)資格者証)		各医療証等の氏名変更などの手続きをしてください。これから申請される方は、担当窓口へおたずねください。
さい。		年金制度に加入中の方		担当窓口で加入の手続きをしてください。 第1号被保険者の方は、保険料の全額免除または 納付猶予の承認を受け、翌年度以降も継続申請を 希望する申出を行っている場合は、担当窓口または 年金事務所にて「配偶者状況変更届」を届出してくだ さい。 厚生年金に加入中の方や、加入したことがある方 は、勤務先や最寄りの年金事務所へ必要な手続き (厚生年金の分割制度等)についてお問い合わせくだ

チェック	対象となる方	担当窓口	手 続 き な ど
	年金受給中の方	保険年金課 1階⑦窓口 (支所は区民福祉 課 保険・福祉医療・年金担当)	手続きが必要な場合がありますので、最寄りの年 金事務所へお問い合わせください。
	・介護保険証、介護保険負担割合証 ・各種減額認定証等 をお持ちの方	福祉課	
	・敬老優待カード(敬老手帳) ・敬老パス をお持ちの方	1階⑨窓口 (支所は区民福祉 課高齢福祉・介護 保険担当)	氏名変更の手続きをしてください。 詳しくは担当窓口へおたずねください。
	・特別児童扶養手当 ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・愛知県在宅重度障害者手当 ・外国人障害者給付金 を受けている方	福 祉 課 1階①窓口 (支所は区民福祉 課障害福祉担当)	氏名変更等の手続きをしてください。 詳しくは担当窓口へおたずねください。
	・身体障害者手帳 ・愛護手帳(療育手帳) ・精神障害者保健福祉手帳 ・障害福祉サ・ヒ、ス受給者証 ・自立支援医療(更生医療)受給者証 ・自立支援医療(精神通院医療)受給者証 ・特定医療費受給者証(指定難病) ・移動支援・地域活動支援受給者証 ・通所受給者 をお持ちの方		
	児童手当を受けている方、受給資格者が変わる方 (18歳年度末までのお子様を養育されている方)	民生子ども課 2階①窓口 (支所は区民福祉課 (支所は区民福祉課 保護・子ども担当に ※公務員も出のの申請と り市区のの申請となる場合がありますので 必ず勤務先で確認して ください。	氏名変更の手続き、新たな請求手続き、手当の 消滅手続きをしてください。 詳しくは担当窓口へおたずねください。
	保育所等を利用している方	民生子ども課 2階①窓口 (支所は区民福祉課 保護・子ども担当)	氏名変更等の手続きをしてください。 詳しくは担当窓口へおたずねください。
	・児童扶養手当 ・市ひとり親家庭手当 ・愛知県遺児手当 (18歳になった年度の末日までのお 子様を養育されている方) を申請される方		受給要件については、担当窓口へおたずねください。
	二輪の小型自動車及び二輪の 軽自動車を所有している方		愛知運輸支局で氏名変更等の手続きが必要です。
	三輪以上の軽自動車を所有している方		一般社団法人全国軽自動車協会連合会愛知事務所 で氏名変更等の手続きが必要です。 戸籍の記載には、約1週間を要します、離婚

[※]住民票の変更(住所地以外での届出時)及び本籍地での戸籍の記載には、約1週間を要します。離婚後の戸籍謄本等が必要な場合は、本籍地等へ届出内容をお伝えの上、ご確認ください。 ※上記以外の手続きが必要な場合もあります。詳細は担当窓口へおたずねください。

- ●未成年の子がいる場合に父母が協議離婚をするときは、「親子交流(面会交流)」や「養育費の分担」など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。
- ●養育費や親子交流(面会交流)に関するご相談は・・・・・

|<u>養育費相談|</u> 相談員が養育費や親子交流(面会交流)に関する相談に応じます。必要に応じて、 司法書士等が面接相談、書類作成のお手伝い、同行による支援を行います。

養育費相談専用電話(愛知母子・父子福祉センター内)

電話 915-8816 平日 10 時~16 時(祝日、年末年始除く)

養育費等相談支援センター

電話 0120-965-419 (携帯電話からは 03-3980-4108 へご連絡ください)

平日 (水曜日を除く) 10 時~20 時 水曜日 (祝日除く) 12 時~22 時 土/祝日 10 時~18 時

詳しくは、民生子ども課・区民福祉課で配布する『ひとり親家庭等サポートブック』をご覧ください。 ~~名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画課 電話 972-2522 ~~

このチラシは令和7年4月時点のものです。

- ●未成年の子がいる場合に父母が協議離婚をするときは、「親子交流(面会交流)」や「養育費の分担」など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。
- ●養育費や親子交流(面会交流)に関するご相談は・・・・・ 養育費相談 相談員が養育費や親子交流(面会交流)に関する相談に応じます。必要に応じて、 司法書士等が面接相談、書類作成のお手伝い、同行による支援を行います。 養育費相談専用電話(愛知母子・父子福祉センター内)

電話 915-8816 平日 10 時~16 時 (祝日、年末年始除く)

養育費等相談支援センター

電話 0120-965-419(携帯電話からは 03-3980-4108 へご連絡ください)

平日 (水曜日を除く) 10 時~20 時 水曜日 (祝日除く) 12 時~22 時 土/祝日 10 時~18 時

詳しくは、民生子ども課・区民福祉課で配布する『ひとり親家庭等サポートブック』をご覧ください。 ~~名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画課 電話 972-2522 ~~

このチラシは令和7年4月時点のものです。